

追悼

真正トミスト、トマス水波朗先生のご逝去を悼む

山田 秀

二〇〇三年七月三十一日午後五時五十四分、本物の法哲学者が亡くなられました。本物の法哲学者とは、九州大学名誉教授水波朗先生のことです。大動脈解離によつて亡くなられた由です。享年八十歳。

先生の学問的な業績に関連する詳細でバランスの取れた評価は別の適切な場でなされることになると思います。私は、水波先生に教えを受けた門下生として、そして先生が南山大学社会倫理研究所のためにご寄稿下さった数々の論文への感謝の念をこめて、ここにそれに沿うような追悼の一文を認めたいと思います。

先生は、後に最高裁判所判事に任官された河村又介先生の下で、初めは憲法学の研究に入りましたが、物事を根本から問い直すという根源性（アルケー）への要求がよほど強かったのでありましよう、憲法学の根本学、即ち国法学へと進まれ、後に法哲学へと重心を移行させていかれました。早い時期から、ハロルド・ラスキ（Harold Laski）と批判的に取り組まれ、これは余り知られていないと思いますが、アルフ・ロス（Alf Ross）、ハンス・ケルゼン（Hans

Kelsen）、カール・ポッパー（Karl Raimund Popper）等、先生がよつて立たれるトマス主義とは異なる立場の思想家の名著を正面から取り上げての批判的書評を欧米語でも公刊されました。後年、ハー（H. L. A. Hart）批判論文も執筆しておられます。

国際法学で有名な大澤章先生の導きでと伺っていますが、カトリックに入信なさつて、ベルギーのジャン・ダバン（Jean Dabin）先生の下で三カ年半、本場のルーヴァン大学で、特にメルシエ枢機卿（Card. Mercier）によつて設立された、その哲学高等研究所においてトマス主義の哲学、法哲学の研究に取り組まれ、先生の法哲学的思想に更に深みと徹底性を加えていかれました。

帰国後『法の観念―ジャン・ダバンとその周辺―』を公刊。丹念にダバンの著書を読みこなし、彼が対決した法学者を主とした夥しい著書にも目を通して、纏めておられます。しかし、それだけではなく、恐らく、ダバン先生が遣り残されたこと、詰り、水波先生の用語では「志向のダバン学説」を意識的に実現しようと試みられました。又、冒頭に二十世紀の哲学の大きな潮流を踏まえ、その中で

+

+

+

十

真正トミスト、トマス水波朗先生のご逝去を悼む

のトマス主義の位置を確認し、トマス主義とは一体どんな主張を有する学派であるのかを、明快に論じておられます。こうしたものは、私の知る限り、非常に稀なことであるように思われます。そこに有名な「本性適合的認識」という用語が紹介され解説されていますが、これによって、以後の先生の諸学問活動に明確な方向性が与えられました。近代科学が、認識主観から独立した対象としてしか事態を捉えず、その結果、何か操作が自由に行えるものであるかのように人々を、そして勿論いわゆる学者をも思い誤らせたのではないか、そうした根本的な近代批判と結びつく存在論的な認識論がそこには認められます。ここでは、反省化して対象化された認識だけが科学的学問的な認識である、とすれば、人間の豊かな現実を捉える能力が全面的に発揮されないばかりでなく、実は人間にとってより重要な事柄を軽視ないし無視してしまうことに繋がる、とだけ言っておきたいと思えます。「詳細は、『法の観念』二七―三三頁、本格的には六十一頁にも及ぶ論文「自然法における存在と当為」(後掲論文44)をご一読願います。」

先生が三十歳の頃、ドイツ語で出版されたばかりのメスナー(Johannes Mesner)の『自然法』に巡り会って読み進むうちに、すっかり内容に惚れ込まれた。そして、直ちに同志と翻訳の事業をやったのけられる。そうした情熱的なところが先生にはありました。ダバン先生の重要著作のうちから、後年の三部作『新版 法の一般理論』、『権利論』、『国家とは何か―「政治的なもの」の探求―』は単独訳で出版されています。即ち、先生はドイツ語とフランス語の訳本

を出しておられる。先生の中学時代は、第一外国語が英語。そして後に彦根高商(高等商業学校)では第一外国語として、実は中国語を学ばれていたのだそうです。研究生活に入られてからは、英語、ドイツ語、フランス語、ラテン語の文献はしばしば読んでおられた。スイス、バーゼルで世界法哲学社会哲学会が開催されたとき、先生は、せっかく東洋から参加するというのであれば、何か日本から話題を持っていった方がいいだろう、と考えられた由、結果的には郷土の近江聖人中江藤樹の人間存在論をフランス語で報告なさいました。これにもエピソードがあつて、先生は幼少の頃から尊敬の念をもっていた郷土の聖人の和綴じの全集(?)を入院療養中に読破されたそうです。和綴じ本は寝転がっていても軽くて読めるものなあ、と仰っていました。いざ何か国際学会で報告するとなった段階で、しかも大会参加者に多少は新鮮味を覚えてもらえるような報告にしたいとお考えのときに念頭に浮んだのは藤樹先生だったそうです。若いときに馴染んだものは有り難いもので、必要な箇所は直ぐに確認ができた、と言います。藤樹論は先生の学問の発展過程から言う「中期」の作品である、と世間では言うらしいのですが、これに先生は賛成されませんでした。何故なら、藤樹先生の思想は、常に水波先生の中に存在し続けたわけです。たまたまい機会があったから、バーゼル大会で公表することになった。もつと晩年に為されてもよかった。或は、公表されないまま埋もれてしまう、ということもあり得た訳です。これに類することは、プラトンに関する論文にも言える、と仰っていました。証拠を挙げて実証的に思想の究明

十

社会と倫理

をするのは勿論重要なことですが、場合によっては、お門違いな詰らぬ事をいじくりまわしている、ということもあり得るのではないのでしょうか。二、三十年ぶりに使った中国語がまあ何とか通じたのは嬉しかった、と語っておられたのを記憶しています。

その後出版された『トマス主義の法哲学』、『トマス主義の憲法学』、『ホッブズにおける法と国家』、何れも大変な力作です。例えば、私は南山大学に赴任して三年ほど先生のホッブズ論を理解すべく、図書館から関連図書を借り出して取り組んでみました。原典はもとより、研究書の方も少しは目を通してみましたが、先生のホッブズ論を越えるのは先ず無理だと納得するのに然程時間は要しませんでした。

しかし、驚くべきことは、九州大学を定年退官なさってから、メキシコ訪問を機縁として、その前後だと思いますが、先生は、本格的にスペイン語の学習を始められました。勿論、以前からラテン語を読んでおられる関係上、スペイン語やイタリア語はルーヴァン留学時代に少しは学んでおられたようでもあります。それでも、六十歳を過ぎてから、しかも本格的な研究のために集中して新しい語学を学習するというのは稀有なことではないでしょうか。そして、イグナシオ・ブルゴア (Ignacio Burgoa) という大変な憲法学者なのだそうですが、その憲法学者の名著二冊、スペイン語で千数百ページのの本を読破され、それについての論文を纏めておられます。先生の学問的な活動はそれで終わることはありません。フランスに出かけられた折、夥しい量の文献を購入なさったようです。そして、帰

国後、それらに目を通し、掘り出し物があつたようで、それは嬉しそうに、電話で或は手紙で、その様子を語っておられました。

社会倫理研究所との関係では、第三回ヨハネス・メスナー記念国際シンポジウムが名古屋で開催されたときヨハネス・メスナー協会日本支部長として出席され、又、研究所主催のシンポジウム「現代社会とキリスト教社会論」にも報告参加してくださいました。何れも、社会倫理研究叢書の第二巻、第三巻として公刊されています。

最近では、『社会と倫理』の第十三号、第十四号、第十五号に「オントロジーとメスナー倫理学」を連載中で、次の号で、恐らくは完結するであろう、と期待されていきました。それがこの度の突然の一生に一度限りの出来事で、永遠に完結しないことになってしまいました。惜しまれてなりません。と言うのも、次号では、多分、ジルソン (Etienne Gilson) の研究を下敷きに、そしてマリタン (Jacques Maritain) のデカルト批判を抛り所に、近代思想を批判的に総括していくというこの作業は私にも予測はつきませんが、二十世紀に入ってからこの叙述が具体的にどう展開されていくのか、このところがとても興味津々だったからです。既に、ベルグソン (Henri Bergson)、『フッサール (Edmund Husserl)』、ハイデガー (Martin Heidegger) 等を織り込んでの論文もありますが、今度は新たに発掘したフランス語文献をふんだんに利用して纏められる、と伺っていたからです。

もう一つ、最近、それもここ二、三年のことだそうですが、「更に新しい境地」が開かれてきていたそうです。それで、よし、これ

真正トミスト、トマス水波朗先生のご逝去を悼む

自分の法哲学体系が著せる、と張り切っておられたところでした。それを思っても、実に惜しめます。

最近では、ボルドー大学のジャン・マルク・トリジョー教授 (Prof. Jean-Marc Trigeaud) と文通を通して、色々と学問的な交流に花を咲かせておられたようです。そのトリジョー先生の著書の一部の翻訳を自らがけられて、それが『自然法と文化』（創文社から出版予定）に「人格的存在者（ペルソナ）」として掲載される予定です。同時に紹介文も準備されたようです。又、先生の最後の論文となった「マリタンの文化哲学」も収録されることになっています。

この追悼文を書き始める前は、個人的なエピソードの幾つかも「例えば、告解の話、復活の話といったキリスト教的な話、ラテン語台宿の話、九重山登山の話等は主に大学院時代のことで、就職してからは、学問動向の話が多かったように思います。」ご紹介したい、と思いましたが、思った以上に書いてしまいましたので、それは別の機会に譲りたいと思います。

水波先生、先生が長いこと本当に孤軍奮闘なされたことを思いますと、今はその代わり安らかに憩っておられるのだろうと推察いたします。心からそのようにお祈りいたします。

以上は、二〇〇三年九月二十七日付けにて既にホームページで紹介した追悼文を下敷きに若干の加筆を施したものです。尚、一部重

複する箇所が見られますが、水波先生のご逝去の知らせを受けた直後に準備した弔辞の控えがありまして、ある観点に絞って私が語るべき最小限の内容としてとっさに脳裡に浮んできたものを再現していると思われまので、それを次に再掲したいと思います。末尾には先生の業績目録を「但し、編著と翻訳は省略いたしました。」ご覧にいれようと思います。

弔 辞

七月三十一日仕事を終え帰宅したのが十時半を少し回っていました。背広を着替えて居間に下りてきたとき電話の鳴る音が聞こえました。水波先生の奥様からでした。以前もそうしたことはあったのですが、今回は何とはなしに胸騒ぎがしました。

奥様の口から、先生が永眠されたとの由、ただただ茫然とするのみでした。色々と思いが脳裡を横切りました。

翌朝出かける直前に再び奥様から連絡を頂きまして、メスナー協会に関連した弔辞を手短かに読んでもらえませんか、との打診がありましたので、直ちにお受けしました。ご恩に報いることの出来ぬまま、先生は他界されてしまったのです。門下生の私にできるささやかな弔いがあります。

昨日、オーストリア共和国からの勲章授与の下準備として日本側

十

社会と倫理

から提出した資料（独文）をフロッピーディスクからファイルを呼び出して打ち出してみました。この資料は後ほど奥様にお譲りしたいと存じます。この資料により、水波先生とヨハネス・メスナー先生とのかかわりを皆様にご紹介したい、と存じます。

一九五四年の時、先生は既に教壇に立つておられましたが、そのときプロテスタントからカトリックに改宗されました。その頃、ヨハネス・メスナー著『自然法』第二版に出合い、深い感動を覚え、早くも五十七年には既にその邦語訳をドン・ボスコ社から出版されました。

水波先生は一九六一年から六四年迄の三カ年、ジャン・ダバン教授の下でその法哲学的思索を更に研鑽されていかれました。その間六二年に、栗城壽夫先生（水波先生の最初の教え子で、『自然法』の共訳者でもあります）と、その栗城先生と一緒にメスナー先生をウィーンの自宅に訪問しておられます。六三年には再度メスナー先生を訪ねられました。その後、ウィーン大学の研究所叢書「社会倫理学及び社会政策学」の編集者の一人として選出されました。その関係上、編集会議に参加するため渡奥しておられます。

一九八〇年には、メスナー先生のアウグステイヌス・ベア・プライス受賞式に招待されました。このときメスナー先生と話を交わされた最後となったそうです。

メスナー生誕一〇〇年目当たる一九九一年に、ウィーンにヨハネス・メスナー協会が設立されました。メスナー自然法思想の普及と

メスナー列福運動との両目的を併せ持つ協会です。もちろん水波先生は最初からこの活動に深くかかわられました。二年に一度、ヨハネス・メスナー協会主催によるメスナー記念国際シンポジウムが開催されており、これまで六回開催されました。初回、第二回はウィーンで、第三回は名古屋で開催されました。水波先生は、毎回報告者として参加なさっています。しかし、その頃から健康上の理由から、旅行に厳しい制約が課せられるようになりました。ドクター・ストツプがかかったのです。第四回以降は、私が荷が勝ちすぎるのですが、毎回報告参加しております。先生のお志を継続したいとの気持ちからです。今年の第七回大会は十月中旬に予定されており、

先生は、予てから、ヨハネス・メスナーさんは聖人であり、もちろんその思想はスケールが大きく広く内容が深い、そうおっしゃっていました。昨今の出版事情は洋の東西を問わず、特に学術出版に關してはかなり厳しいようです。そこで、出版助成を主たる目的として、メスナー協会日本支部からウィーン本部に毎年春になりますと、寄附金を送って参りました。当初から五万オーストリア・シリング相当額を送金しております。これは実質的には水波先生の篤志に基づくものです。これに類することは他にもありますが、私はせめてメスナー協会にかかわる範囲での先生のありのままの姿を知って頂きたいと思い、ここに披露しました。

十

十

真正トミスト、トマス水波朗先生のご逝去を悼む

メスナー協会に関連することを一応簡単にご紹介して参りました。これでもずいぶん語りたいことを割愛いたしました。

又、門下生として、先生にとっても可愛がって頂いた関係上(私は、単位認定をされていないものも含めて想い起こしますと、およそ八〇単位分、つまり二〇科目前後、水波先生の下で学ぶ機会に恵まれたのです)、いろいろと想うところが湧きあがって参りますが、これもこの弔辞では差し控えたいと存じます。ただ、次の一文を附言させて頂いたくださる、皆様のお許しを請います。

私は先生のお計らいで十七年前に南山大学社会倫理研究所に送り込まれましたが、そこで出している紀要『社会と倫理』の最近号(七月十五日発行)、第十五号の編集後記を私が担当しました。その後記の最後の段落を朗読したい、と思います。

「又、当初主として紙幅の都合から二回程度に分載することで依頼してあった水波論文は、先生の学問的良心の然らしめるところであったと私は信ずるのであるが、一回目で聖アウグスティヌスを、三回目で聖トマスを論じており、次号の第四回目で現代思想を論じて完結する予定である。長年の蓄積を傾注された論文であるだけに、次号の出版を渴望するのは編集者一人ではあるまい。」

永遠に満たされない渴望になってしまいました。

嗚呼、水波先生、私の心にポツカリ空いたこの空洞はどうすればよ

いのでしょうか。例の如く、「君は僕に続いてトマス主義自然法論を一步でも前進させることになっていきます、……」、そう諭されているように今は思われてなりません。

ご冥福を祈る心、切なるものがあります。

二〇〇三年八月二日 山田 秀

水波朗先生業績目録

著書

- (1) 『法の観念——ジャン・ダバンとその周辺——』成文堂、一九七一年五月〔三五八頁〕
- (2) 『トマス主義の法哲学——法哲学論文選——』九州大学出版会、一九八七年二月〔五四八頁〕
- (3) 『トマス主義の憲法学——国法学論文選——』九州大学出版会、一九八七年二月〔五二六頁〕
- (4) 『ホップズにおける法と国家』、成文堂、一九八七年二月〔一八四頁〕
- (5) 『基本的人権と公共の福祉』、九州大学出版会、一九九〇年四月〔二三六頁〕

論文(公刊年代順)〔尚、35以下の論文の最後の欄に、通常のA五版での頁数に該当するといふ趣旨でページ数を入れておきます。〕

- (1) 「公共の福祉と自然法」『法政研究』第一九卷三号、一九五二年
- (2) 「共通善について——聖トマスを繞つての発展——」『法政研究』第二〇卷二—四合併号、一九五三年
- (3) 「自然法の存在とその認識についての一試論」『法政研究』第二二卷二

十

+

社会と倫理

- 四合併号、一九五五年
- (4) 「主権の概念」『法と政治の研究(九州大学法学部創立三十周年記念論文集)』、一九五七年
- (5) 「ジャック・マリタンの国家観と主権否認論」『法政研究』第二四卷四号、一九五八年
- (6) 「権利の基礎——ジャン・ダバンのばあい——」『法政研究』第二五卷二—四合併号、一九五九年
- (7) Das Naturrecht und das Wesen des Staates. in: J. Höfner, A. Verdross & F. Vito (Hrsg.), *Naturordnung in Gesellschaft, Staat und Wirtschaft*, Wien 1960.
- (8) 「国法学の形式的対象——ドイツ公法学派の終焉——」『法政研究』第二七卷二—四合併号、一九六一年
- (9) 「ジャン・ダバンと法概念の二つの系列」『法政研究』第二八卷二号、一九六一年
- (10) 「法の世俗性——M・ウイレイ教授の論文を批判して——」『法政研究』第三一巻一号、一九六四年
- (11) La Doctrine sociale chrétienne et le Justice. in: *Justice dans le Monde*, t. VI. No. 3, Louvain 1965.
- (12) Dabin et Kelsen. *Annales de droit*, t. XXV. No. 4, Louvain 1965.
- (13) 「シェニーとダバン——二人のトミスト——」『法政研究』第三二巻二—六合併号、一九六五年
- (14) 「福祉国家の法理——社会国家・補完性原理・扶養国家——」『公法研究』第二八号、一九六六年
- (15) 「国家の本質」『法政研究』第三四卷二号、一九六七年
- (16) 「ダバンとケルゼン(一)(二)」『自然法の研究』第一、二号、一九六七年
- (17) Nota a proposito de la Laticida del Derecho en la Philosophia chreitianna. in: *Perspectivas de Derecho Público en la Segunda Mirad des Siglo XX. - Homenaje al Profesor Engrrique Sayrogués-Laso*, t. I, Madrid 1969.
- (18) 「プラトンにおける正義・ロゴス・法律」『法政研究』第三六卷一号、一九七〇年
- (19) 「シュルジュ・ルナールの法思想(一)(二)(三)」『法政研究』第三六卷二—六合併号(一九七〇年)、第四一巻一—二合併号、第四二号—号
- (20) Le droit et la decision ethique. in: A. Klose & R. Weiler (Hrsg.), *Menschen im Entscheidungsprozess*, Wien 1971.
- (21) 「ダバンの抵抗権論」『法政研究』第三九卷二—四合併号、一九七三年
- (22) 「自然法と実定法——ジャン・ダバンによる問題提起——」『自然法と実定法 法哲学年報』、一九七三年
- (23) 「伝統的自然法と相対主義——ヴァイラー、シフコウィツ編『平和への途上で』に因んで——」『自然法の研究』第七号、一九七四年
- (24) 「菊池先生と法哲学」『法政研究』第四二巻四号、一九七五年
- (25) 「国家の法的基础づけ」『法理学の諸問題』有斐閣、一九七五年
- (26) 「シエルウイレイの法思想(一)(二)」『法政研究』第四四巻二号、三号、一九七七年
- (27) 「新しい二つの憲法体系——ヘルメンスとペーターズ——(一)(二)(三)」『法政研究』第四五巻一号(一九七八年)、三—四合併号、第四七巻二—四合併号
- (28) 「ハインリッヒ・ヘンケルにおける新トマス主義」『法政研究』第四六巻二—四合併号、一九八〇年
- (29) Das Apriori im Recht und in der Ethik. in: *Erfahrungszogene Ethik*, Berlin 1981.
- (30) 「ホッブスにおける法と国家——道德的および政治的義務を中心に——(一)(二)」『法の理論』第二号(一九八二年)、第三号(一九八三年)
- (31) La connaissance par nature et le Droit naturel en Asie—L'ontologie de l'homme selon Nakae Toju. in: *Archiv für Rechts- und Staatsphilosophie, Supplementa*, Vol. 1, Part 2: *Verhandlungen des 9. IVR Weltkongress* Basel 1979, Stuttgart 1982.
- (32) 「東洋の自然法論と本性適合的認識——中江藤樹による人間存在論

+

真正トミスト、トマス水波朗先生のご逝去を悼む

- 『東西文化の比較』有斐閣、一九八三年
- (33) 「ホップズとスコラ学」、『法の理論』第四号一九八三年
- (34) 「権利の存在論的考察」、『権利論 法哲学年報』、一九八四年
- (35) 「H・L・A・ハートと自然法」、『自然法——反省と展望——』、創文社、一九八七年三月(二九四—三二六) [三三頁]
- (36) 「イグナシオ・ブルゴアの憲法理論(一)」、『久留米法学』第一号、一九八八年三月(二八一—三〇〇) [二〇頁]
- (37) 「日本国憲法前文の民主主義原理」、『久留米法学別巻』第一号、一九八八年七月(一七一—四三) [二七頁]
- (38) 「イグナシオ・ブルゴアの憲法理論(二)」、『久留米法学』第三号、一九八八年二月(一〇七—一二八) [二二頁]
- (39) 「所有権の存在論とエヒード制度——メキシコ合衆国憲法第二七条をめぐって——」、野村暢清編『南部メキシコ村落における宗教と法と現実』久留米大学比較文化研究所刊、一九八九年(XXX)
- (40) 「意識下の新カント派観念論——青井秀夫教授の批判に答えて——」、『法の理論』第一号、成文堂、一九九一年九月(二五九—二九四) [三六頁]
- (41) 「ベルルマンの哲学——新しい自然法論?——」、『自然法の多義性』、創文社、一九九二年二月(二五一—三九) [二五頁]
- (42) Die Bedeutung der Rechtskultur, in: Werner Freistetter u. Rudolf Weiler (Hrsg.), Die Einheit der Kulturethik in vielen Ethosformen, Berlin 1993. (89-91)
- (43) 「日本国憲法解釈論と二十世紀の哲学」、『自然法と実践知』、創文社、一九九四年八月(八七—一二三) [一一五頁]
- (44) 「自然法における存在と当為——ヨハネス・メスナーの倫理学体系に即して——」、『自然法における存在と当為』、創文社、一九九六年九月(九七—一五七) [六一頁]
- (45) 「共同善の存在論的基礎づけ——ヨハネス・メスナーによる——」、『變動する世界における共同善』、南山大学社会倫理研究所、一九九七年三月(四三—六三) [二二頁]
- (46) 「現代社会とキリスト教社会論——ヨハネス・メスナー理解のために——」、『現代社会とキリスト教社会論』、南山大学社会倫理研究所、一九八八年六月(三一—六一) [五九頁]
- (47) Ontological Foundation of the Common Good Following Johannes Messner, in: Akira Mizunami u. Wolfgang Schmitz (Hrsg.), Das Gemeinwohl in einer sich verändernden Welt, 2. verbesserte Aufl., Wien 1998. (53-64)
- (48) 「宗教的自然法・教会・国家(一)」、『自然法と宗教』、創文社、一九八八年一月(一八五—二二六) [五二頁]
- (49) Messengenschaft aus der Sicht von Johannes Messner, in: Rudolf Weiler u. Akira Mizunami (Hrsg.), Gerechtigkeit in der sozialen Ordnung. Die Tugend der Gerechtigkeit im Zeitalter der Globalisierung, Berlin 1999. (163-166)
- (50) 「人間の尊厳と基本的人権(一)」、『人間の尊厳と現代法理論』、成文堂、二〇〇〇年三月(二二九—一五五) [二七頁]
- (51) 「人間の尊厳と基本的人権(二)」、『法の理論』第二〇号、成文堂、二〇〇〇年二月(一七一—六八) [五二頁]
- (52) 「宗教的自然法・教会・国家(二)」、『自然法と宗教II』、創文社、二〇〇一年六月(一四—二二五) [七五頁]
- (53) 「オントロギーとメスナー倫理学(一)」、『社会と倫理』第一三三号、南山大学社会倫理研究所、二〇〇二年六月(二六一—五八) [三三頁] [凡そ五〇頁に該当]
- (54) 「オントロギーとメスナー倫理学(二)」——アウグスティヌスについて——、『社会と倫理』第一四号、南山大学社会倫理研究所、二〇〇三年一月(二九—六〇) [四二頁] [凡そ六三頁に該当]
- (55) 「オントロギーとメスナー倫理学(三)」——トマス・アクイナスについて——、『社会と倫理』第一五号、南山大学社会倫理研究所、二〇〇三年七月(五一—九〇) [四〇頁] [凡そ六〇頁に該当]
- (56) 「マリタンの文化哲学」、『自然法と文化』、創文社、二〇〇四年七月刊行予定(XXX) [五四頁]